



登記

Vol.25

マンションの 建替えを考える(その2)

司法書士 桐蔭横浜大学法学部客員教授 相馬計一

【プロローグ】
前号に引き続き、社会問題となつてゐるマンションの建替えについて、考えてみたいと思います。

◎マンション建替えについての世論

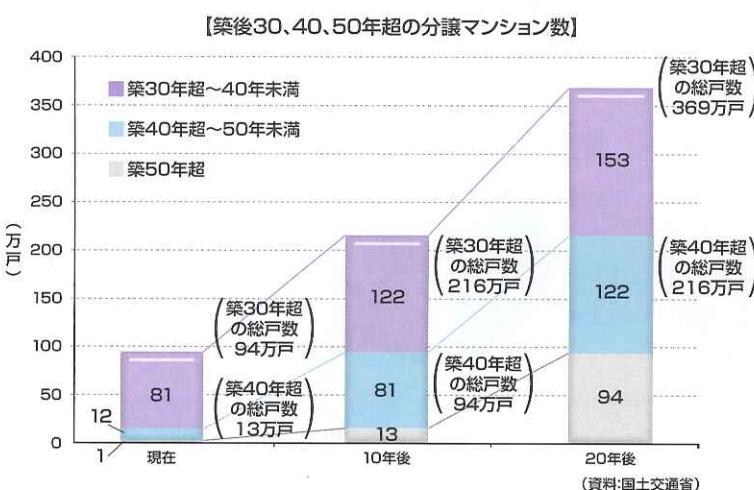
平成24年1月4日、日本経済新聞は、一面トップで老朽化するマンションの建替えについて、政府の方針を掲載しました。概要は次の通りです。

- (1) 老朽化マンションの建替え促進のため、関連法制を見直す
 - (2) 5分の4以上の同意という決議条件を3分の2程度に減らす
 - (3) 共用部の改修も4分の3以上から2分の1超にする
 - (4) 平成25年の通常国会に法案を提出
- このように、その提案内容はかなり具体性を帯びたものであります。

さらに国土交通省は、関係省庁や有識者などを招いて検討会議を開き、平成24年中に詳細を詰めて、マンションの建替えを規定する「区分所有法」や「マンション建替え円滑化法」などの改正案を平成25年の通常国会に提出する意向が示されました。(グラフ参照)

◎マンションの老朽化問題

建築から相当年数を経過しているマンションの多くは、エレベーターがない、躯体そのものや設備の老朽化などの問題を抱えております。ちなみに、国土交通省の調査によると、築30年超のマンションの数は94万戸にものぼると推計されています(グラフ参照)。



常に難しく、その解決には多くの困難が生じています。前号でも指摘した通り、現況マンションをどのように建て替えるか、その実施計画を策定することが最優先の課題です。

まずは、法改正による敷地の条件改善化、区分所有者の相続問題や賃貸問題など、状況の複雑化や居住者の資金問題等の難問解決を踏まえた事業計画の策定が必要です。そして、建替え前のマンションに係る各人の有する権利関係を、新しいマンションに置き換える際の権利変換計画は、個別の対応など、多くの問題が附隨的に派生してくることは想像に難くありません。

次号では、マンション建替えを促進するための公的な支援等について解説していきます。

◎違法建築契約は 公序良俗に反し無効に

無謀な話で、絶対に止めるべきです。最近、違法建築を目的とする建築請負契約をめぐって、最高裁判決がありましたので、ご説明します。

賃貸マンションAおよびB二棟の建築請負契約で、注文者Xと請負人Yは建築基準法等を遵守すると貸室数が減り採算不良になるとして、違法建物の建築に合意しました。当初確認図面通りに工事を完成させて検査済証の交付を受けた後、別の実施図面で違法工事を行う旨の契約を代金1億1245万5000円で平成15年2月14日に締結。同年5月2日、Yは下請会社Zに上記の段取りと二図面作成の経緯を詳細に説明し、Zが了承したので、YZ間で代金9200万円の建築請負契約を締結しました。

実施図面ではA棟地下に確認図面にはない貸室が設けられ、B棟は吹き抜けのパティオの通りに建築すると耐火構造、北側斜線制限、日影規制、建ぺい率制限等の各制限に違反すと推計されています(グラフ参照)。

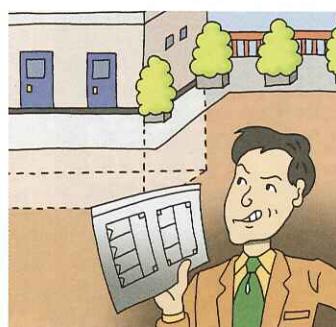
違法な契約を媒介することは違法行為の犯罪です。不動産会社としての誇りにかけて制止すべき事例といえます。

民法

Vol.361

完了検査後に秘かに建ぺい率を超える増築をするという特約付建築請負契約について、契約は無効であるとし、残金請求が棄却されたケース

弁護士 高津公子



地下室の工事に着手したところ、それが行政府に発覚し、是正計画書の提出および是正工事の施工を余儀なくされました。Zは同16年5月10日に検査済証を受け取り、同月末に二棟をYに引き渡しましたが、Yは約定の請負代金のうち、金7180万円を支払い、残余の支払いを拒んだため、ZはYに残金の支払いを請求し、提訴しました。

原審は「本件請負契約は違法建物の建築を目的とするものであり、公序良俗違反なし強行法規違反として無効である」とZの請求を全て棄却しました。Zの上告を受理した最高裁は「本件契約は確認済証等を詐取して違法建物の建築を図る極めて悪質なもので、当該請負契約は公序良俗に反し無効であるが、是正工事部分は公序良俗に反するとはいえない」として、高裁判決を破棄差し戻し、是正工事部分の内容、金額等についてさらなる審理を尽くすよう指示しました(平成23年12月16日 最高裁2小判決)。

◎「ATBB」へ、ログインすると 動画でもご覧になれます。

※左より「ATBB動画」を覗くください。



